

**国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案**

国立市国民健康保険条例（昭和34年4月国立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国立市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。